

議案第九十八号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

訴えの提起について

左記のとおり訴えを提起する。

記

- 一 件 名 建物明渡し等の請求に関する民事訴訟
- 二 訴訟当事者 原告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告

被告

### 三 事件及び訴えの要旨

#### (一) 建物使用料及び共益費の滞納

港区（以下「区」という。）は、平成十九年三月三十一日、  
特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）に基づき、設置し、管理する東京都港区港南三丁目三番十七号に位置する港区特定公共賃貸住宅シテイハイツ港南一八〇六号室（以下「本件建物」という。）の使用について、同条例に基づき、許可を与えた。

平成二十二年六月七日、  
は、本件建物の使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を  
と連帯して負担する旨の保証書を区に提出した。

は、使用料等を平成二十一年四月分まで納付したが、同年五月分から滞納した。

区は、  
に対して、再三にわたり督促を行ったが、  
は、使用料等の納付を一  
切しなかった。

#### (二) 使用許可の取消し

区は、平成二十二年九月九日付けで、  
に対して、同月三十日までに使用料等滞納分全額の納付がない限り、同日付けで本件建物の使用許可を取り消す旨を通知した。この通知は、同月十日、  
に到達した。

ところが、  
は、平成二十二年九月三十日までに使用料等滞納分全額を納付しなかったため、同日の経過により本件建物の使用許可は取り消された。区は、同年十月五日、

この旨を 〃に通知した。

(三) 訴訟の提起

滞納の額は、使用許可取消し時において、使用料等百九十四万四千四百円（平成二十一年五月一日から平成二十二年九月三十日までの使用分）に達している。

また、 〃は、使用許可取消し後も本件建物を明け渡していない。

よって、区は、 〃を被告として、本件建物の明渡し並びに使用料等滞納分及び使用料等相当額損害金の支払並びに仮執行の宣言を求め訴えを提起し、併せて、 〃を被告として、使用料等滞納分及び使用料等相当額損害金の支払並びに仮執行の宣言を求め訴えを提起する。

四 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

(説明)

訴えを提起する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。